

群馬大学大学院医学系研究科医科学専攻の最終試験及び論文提出による学位申請の
場合の試問に関する内規

平成16年4月1日制定

平成17年7月19日改正

平成19年4月1日改正

平成26年4月1日改正

平成29年12月19日改正

**1 本学大学院学則第20条によって医学系研究科教授会（以下「研究科教授会」とい
う。）が行う試験（最終試験）は、次によるものとする。**

(1) 最終試験の委員には指導教員が担当を命ぜられた専攻分野（以下「主専攻分野」という。）の教授又は准教授（群馬大学大学院医学系研究科教授会規程第2条により教授会の構成員とされる者に限る。以下「教授等」という）及び指導教員の指定する専攻分野（以下「副専攻分野」という。）の教授等のうちから、研究科教授会で選定された2名の教授等がこれに当たる。ただし、最終試験の委員となる教授等に事故ある場合には、研究科教授会は、医学系研究科長（以下「研究科長」という。）が指名する教授等に試験委員を委嘱することができる。

(2) 最終試験は、主専攻分野科目及び副専攻分野科目について行う。

(3) 最終試験は、口頭とする。

(4) 最終試験は、学位論文審査終了後なるべく速やかに行う。

(5) 試験の成績は、評語によりA、B、C、Dの4種とする。

(6) 評語は、次のとおりとする。

A 100点～80点

B 79点～70点

C 69点～60点

D 60点未満

(7) 試験委員は、最終試験終了後、試験科目並びにその成績を記載した報告書を研究科教授会に提出する。試験の問題は、研究科教授会の求めがあるときは提出しなければならない。

(8) 報告書には、委員全員が署名捺印するものとする。

2 本学学位規則第5条第4項により行う試問は、次によるものとする。

(1) 試問は、専攻学術を担当する教授等（以下「担当教授等」という。）又は学位論文を提出する者を紹介する教授等（以下「紹介教授等」という。）及び学位論文審査委員会主査が、外国語試験を外国語試験委員会が行う。

(2) 試問は、口頭又は筆答とする。

(3) 大学院医科学専攻博士課程修了者と同等以上の学力を有することを認定する試問は、専攻学術については担当教授等又は紹介教授等及び学位論文審査委員会主査がその専攻科目について行う。外国語については、外国語試験委員全員の協議によって問題を選定し、筆答によって行う。

(4) 試問の成績は、評語により A, B, C, D の 4 種とする。

(5) 評語は、次のとおりとする。

A 100点～80点

B 79点～70点

C 69点～60点

D 60点未満

(6) 報告書に試問の成績を添付する。試問の問題は、研究科教授会の求めがあるときは提出しなければならない。

3 内規の改廃

この内規の改廃は、研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

1 この内規は、平成17年7月19日から施行する。

2 改正後の最終試験は、平成15年度入学者から適用し、平成14年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年12月19日から施行する。